給水装置の管理区分

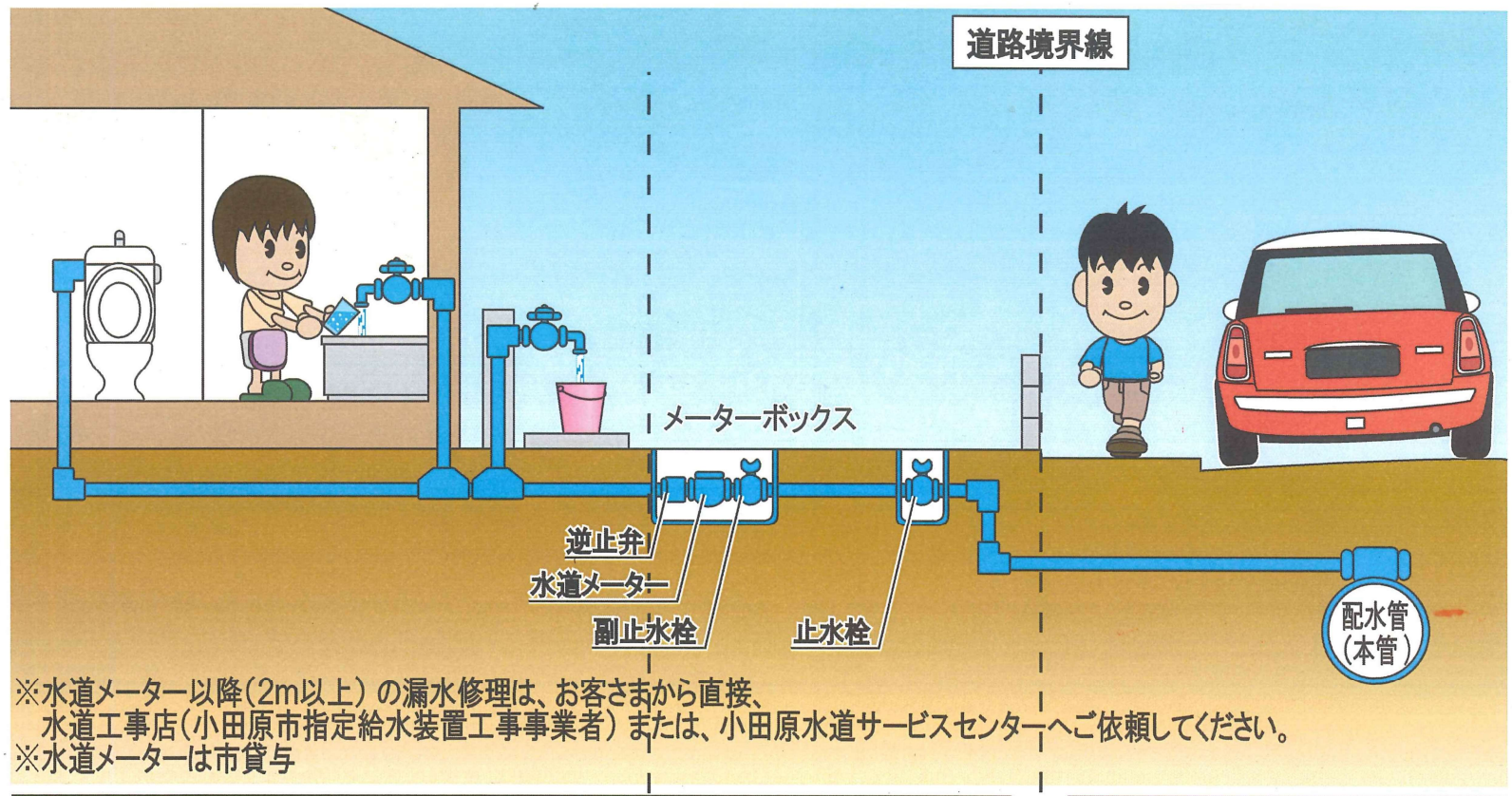

	宅　地	道　路（公　道）
名　称	給水装置（配水管の分岐から蛇口まで）	配水管（本管）
財　産	お客さま（給水装置の所有者）	上下水道局
漏水修理	お客さま（給水装置の所有者・使用者）（有料）	上下水道局（無料）　水道メーターまで（2m以内）

※　水道局の漏水修理対応の範囲は、公道又は私道と宅地との境界から宅地側へ、給水管の水平距離で 2m まで（１本の給水管に対し複数の水道メーターが設置されている場合は、宅地境から２m以内の止水栓まで）です。

※　工事破損等起因者がいる場合、掘削・断水の許可が得られない場合、建築物等構造物の下や狭あいな場所で修理が困難な場所の場合、供給先が１件の私道内に埋設された給水管漏水の場合など、水道局による漏水修理の対象外となる場合もあります。